

記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

(記載例)

令和〇年〇月〇日

(あて先) 一宮市長

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

・法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
・個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者 〒491-0000
住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地
氏名 一宮株式会社
代表取締役 一宮 太郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号 0586-00-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

品目名は、注意事項にあるとおりに記入してください。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え、保管を除く
汚泥※▲、廃プラスチック類*※、金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、紙くず、がれき類■
以上6品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
積替え、保管を含む
ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
以上2品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
*は自動車等破砕物を除く ※は石綿含有産業廃棄物を除く
■は石綿含有産業廃棄物を含む ▲は水銀含有ばいじん等を除く(以下同様)

事務所とは、事務的な作業を行う場所。事業場とは、一宮市内の積替え保管施設を示す。該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。複数ある場合は全て記載してください。

事務所 電話番号 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地 0586-00-0000

事務所及び事業場の所在地

事業場 電話番号 愛知県一宮市●町●丁目●番地 0586-00-0000

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両 3台
コンテナ、ドラム缶、蛍光管ケース

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることが可能な高さ

愛知県一宮市●町●丁目●番地
全体面積 100 m²
保管面積 20 m²
種類 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
保管上限 10 m³
保管高さ 該当なし

保管場所の代表地番を記載し、土地の登記事項証明書のとおりに入力してください。(住所表記ではなく地番表記となります。)

積替え保管しない場合は、「該当なし」と記載してください。

変更許可申請の場合でも当該欄のある様式を用いてください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	一宮市	1372000001
	愛知県	0232000001 0235000001
	名古屋市	産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業申請中 (R△△.△△.△△)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住
住民票どおりに記入してください。		他の種類の許可を含め、許可を有している許可番号及び申請中の許可を記入してください。(一宮市許可についても記載してください。)

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
いちのみや 一宮株式会社	愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地
登記事項証明書どおりに記入してください。	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本住	籍所
該当なし			

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
該当なし	

法定代理人の欄は申請者が法人の場合は「該当なし」または空欄としてください。

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	本住	籍所
該当なし			

- ・住民票に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。…本町2-5-6のように省略しないこと。番地において、“の”の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)
- ・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。
- ・ふりがなも忘れずに記入してください。
- ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本住	籍所
いちのみや たらう 一宮 太郎	S22.2.2	代表取締役	一宮市本町二丁目5番6号	同上
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30.3.3	取締役	豊川市諏訪三丁目237番地	岡崎市康生通西三丁目30番地(岡崎ハイツ201号)
とよはし さくら 豊橋 さくら	S40.4.4	執行役(津島支店長)	一宮市古金一丁目3番地	岐阜県岐阜市岐阜町1番地
せと はなこ 瀬戸 花子	S50.5.5	監査役	豊橋市今橋1番地	瀬戸市見付町38番地
はんだ さぶろう 半田 三郎	S20.6.6	相談役	半田市出口町一丁目45番地4	半田市出口町一丁目45番地の4
きん ひでお こまき ひでお 金 秀男(小牧 秀男) KIM SOO NAM	S30.7.7	顧問	韓国	小牧市堀の内三丁目62番地

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	1,000 株		出 資 の 額	1,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 住	籍 所
いちのみや たろう 一宮 太郎	S22. 2. 2	500 株	一宮市本町二丁目 5 番 6 号	
		50%	同上	
おかざき じろう 岡崎 次郎	S30. 3. 3	200 株	豊川市諏訪三丁目 2 3 7 番地	
		20%	岡崎市康生通西三丁目 3 0 番地 (岡崎ハイツ 201 号)	
いちのみや 一宮株式会社		200 株		
		20%	愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地	
他に 5%以上の株主は存在しません。				

住民票や登記事項証明書に記載されているとおりに、氏名、本籍及び住所を記入してください。
(…本町 2-5-6 のように省略しないこと)

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
該当なし		一宮支店には支店長等代表者を置いておりません。	

登記事項証明書に支店登記されている場合は、すべての支店長を記入してください。ただし、支店登記しているものの支店長等代表者を置いていない場合は、記載例のとおり記入してください。また、役員が兼務する場合は、第2面に記入してください。

使用人に該当する方は、
・本店又は支店の代表者
・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。
(登記されていない支店やその他の事業場や事務所の代表者である場合は、この者が政令使用人に該当する旨の証明書を添付してください。)

備考

- 1 ※
- 2 「法
- 3 「役
- 4 都

使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、一宮市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。
一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持っていても事業場等の代表者でない方や、事業場等の代表者であっても一宮市における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を持たない方は講習会修了者として認められませんのでご注意ください。

ては、該当するすべ
面に記入して、その
らに準ずる者をい
務を執行する社員、
む。

※手数料欄

水銀使用製品産業廃棄物については、製品名と製品を構成する品目を記載してください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

汚泥※▲

・水質処理施設から排出される汚泥を密閉容器に入れて収集し、中間処分場（脱水）へ運搬する。
混合物（廃プラスチック類※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず※）

・市内建設現場から排出される建設系混合廃棄物を収集し、中間処分場（選別）へ運搬する。
直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず※（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))

・市内事業場から排出される蛍光管を収集し、中間処分場（蛍光管の破碎）へ運搬する。

廃プラスチック類※

・大規模小売店から排出される発泡スチロール及びペットボトルを中間処分場（熔融、破碎）へ運搬する。

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*■、がれき類■

・市内の建設現場から収集し、自社積替え保管施設で保管し、最終処分場へ運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1 汚泥※▲	20m ³ /月	泥状	一宮製薬(株) 一宮市△町△丁目△番地 (市内工事現場)	該当なし	春日井(株) (脱水) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
2 混合物 (廃プラスチック類※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※)	100m ³ /月	固形	同上	該当なし	津島(株) (選別) 津島市橋町4番5号
3					
4 直管蛍光管 (金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※ (以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	1t/月	固形	新城(株) 一宮市▼町▼丁目▼番地	該当なし	(株)東三 (蛍光管の破碎) 一宮市○町○丁目○番地
5 廃プラスチック類※	1t/月	固形	同上	該当なし	春日井(株) (熔融・破碎) 春日井市柏井町二丁目31番地 0568-00-0000
6 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず*■	5t/月	固形	豊川(株) (建設業) 一宮市◎町◎丁目◎番地 (市内各工事現場)	一宮市●町●丁目●番地	(株)西三河 (埋立) 岡崎市明大寺本町1丁目4番地
7 がれき類■	10t/月	固形	同上	同上	同上
8	<p>*は、自動車等破砕物を除く ※は、石棉含有産業廃棄物を除く ■は、石棉含有産業廃棄物を含む ▲は、水銀含有ばいじん等を除く</p> <p>・産業廃棄物の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他○社」と記入してください。 ・業種指定のある品目については、排出事業者の業種も記入してください。 ・混合物を運搬する場合は、「混合物（廃棄物の種類）」と記入してください。水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「製品名（廃棄物の種類）」と記入してください。</p>				
備考 取り扱う（特別管理）産業廃					

(第2面)

3. 運搬施設の概要

新規許可申請の場合は、すべて「新」となり、
更新許可の場合は、すべて「既」となる。
→新規登録が必要ならば変更届出を提出すること。

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	一宮 100 あ 11-11	4,000	一宮市	新
2	ダンプ	一宮 100 い 22-22	10,000	一宮市	既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	一宮 100 う 33-33	2,000	一宮 太郎	既
4	車検証の「車体の形状」を記入してください。		原則として車検証の「使用者」を記載することとし、所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、「所有者」を記載してください。		
5					
6	備考欄には、次の2事項を記入してください。				
7	・「新」又は「既」：新規届出又は、既に届出済 なお、変更届出で登録廃止する場合は、「廃」と記入してください。				
8	・ダンプにおいて土砂等運搬禁止車両については、「土砂禁車両」と記入してください。なお、土砂等運搬禁止車両では、「鉦さい」「がれき類」は運搬できません。				
9	また、ダンプについては密閉できる運搬容器を使用する場合、又は漏水対策がされているダンプで運搬する場合を除き、ダンプで「汚泥」は運搬できません。				
10					

事務所の所在地

愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

駐車場の所在地

愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地 (1、2)
愛知県一宮市●町●丁目●番地 (3)
※付近の見取図を添付すること。

複数ある場合は、該当する車両がわかるように記載してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器を使用しない場合は「該当なし」と記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1m ³ 2m ³	キャブオーバに搭載する際は、過積載にならないよう注意する。
ドラム缶	汚泥運搬用	200ℓ	同上
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入	積載時、破損しないように注意する。
運搬する品目の名称等を記載してください。		運搬上、制限がある等の特記事項を記載してください。	

(日本産業規格 A列4番)

(3) 積替え又は保管施設の概要

住所 愛知県一宮市●町●丁目●番地
全体面積 100m² 保管面積 20m²
種類 ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず*■、がれき類■
なお、上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く。
保管上限 10m³ 保管高さ 該当なし

*は、自動車等破砕物を除く

■は、石綿含有産業廃棄物を含む

複数ある場合は、すべて記入してください。
(第1面と整合をとってください。)
積替え保管を行わない場合には「該当なし」と記載してください。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・車両毎の用途

1. キャブオーバ

- ・汚泥※▲：運搬容器のドラム缶に入れ、密閉して運搬する。
- ・混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※）：混合物をシート掛けして運搬する。
- ・直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。））：専用のケースに入れて運搬する。

2. ダンプ

- ・廃プラスチック類*※：発泡スチロール及びペットボトルをシート掛けして運搬する。

3. キャブオーバ

- ・混合物（廃プラスチック類*※、金属くず*、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※、がれき類※）：混合物をシート掛けして運搬する。
- ・ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*■、がれき類■：運搬コンテナに入れて、シート掛けして運搬する。
- ・直管蛍光管（金属くず*、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず*※（以上、水銀使用製品等産業廃棄物を含む。））：専用のケースに入れて運搬する。

・収集運搬作業を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

・休業日 日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

- *は、自動車等破砕物を除く
- ※は、石綿含有産業廃棄物を除く
- は、石綿含有産業廃棄物を含む
- ▲は、水銀含有ばいじん等を除く

役員及び使用人の数は、様式第六号第2、3面と整合をとってください。
 会社全体の従業員数（従業員にはパート、アルバイト、派遣社員を含みます。）を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に関係する社員をうち数で（ ）書きしてください。（合計欄は、（ ）の数と役員の数の合計としてください。）

従業員数の訂正

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請書の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	0人	2人	50(2)人	100(5)人	100(5)人	20人	276(18)人

(日本産業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため荷台にシート掛け
- ・汚泥はドラム缶により運搬
- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないよう、品目別にコンテナで運搬
- ・水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管) は破損しないよう、専用のケースに入れて運搬

- ・運搬時の飛散流出対策等について記入してください。
- ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策 (腐敗、腐食、爆発性等) についても記入してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・屋内で積み替え、保管を行う事により、飛散流出を防止する。
また、床面はコンクリート舗装とし、地下浸透を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、品目ごとに分別したまま、飛散しないよう保管する。

- ・施設の飛散流出対策等について記入してください。
- ・特別管理産業廃棄物の場合には、安全対策 (腐敗、腐食、爆発性等) についても記入してください。
- ・積替え保管を行わない場合には「該当なし」と記載してください。

(3) その他

ISO14000を取得し、環境負荷の低減を推進する。

環境保全に対し特別な措置を講ずる場合は記入してください。

運搬車両の写真

自動車登録番号
又は車両番号

第2面と整合を取ってください。

前
面
写
真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

車両の前面及び側面の全体が写真に入るように撮影してください。
セミトレーラ等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
- ・名称等の車体の表示が確認できること

既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」、「許可番号」）が表示されていること。

車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。

新規申請の場合は、
“運搬車には、「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業所名）」及び「許可番号」を車体の両側面に鮮明に表示します。”と記入してください。

撮影

年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<div data-bbox="628 383 1331 497" style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 第2面と揃えてください。 用途については、該当する品目の名称を全て記載してください。 </div> <p data-bbox="344 584 475 613">注意事項</p> <ul data-bbox="344 620 916 651" style="list-style-type: none"> ・容器の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p data-bbox="344 1496 475 1525">注意事項</p> <ul data-bbox="344 1532 916 1563" style="list-style-type: none"> ・容器の全体が写るように撮影すること。 			
			撮影 年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,500 + 3,200/年	
土地	(賃借) 500/年	
事務所	(賃借) 300/年	
収集運搬車両	(1台購入) 5,500 (2台賃借) 2,400/年	
積替保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始に新たな資金を必要としない場合は、資金の総額欄に「現在営んでいる〇〇業のものを使用するため新たな資金は必要ありません。」等と記入してください。 ・現在、〇〇業を営んでいても、次の決算を迎える前に車両等の購入をしている場合は、その内容を記入してください。(決算が終わっている場合は、記載不要です。) 	
自己資金		3,200/年
借入金		5,500
(借入先名)		岡崎銀行 5,500 (融資証明書、返済方法については別紙のとおり)
調 達 方 法	その他	<p>事業の開始に必要な施設等の購入に係る借入金がある場合は、借入先、借入金額を記載し、融資証明書、返済計画を添付してください。</p>
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 する 調 書 (個人用)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	現金 普通預金		300 5,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅		10,000
建物	自宅		10,000
備品	パワーショベル	1台	1,000
車両	ダンプ	2台	4,700
その他			
資 産 計			31,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

- ・個人で申請する場合のみ添付してください。法人の場合は不要です。
- ・青色申告している場合は、直前事業年度の貸借対照表を添付の上、同表のとおり（資産のうち事業主貸、負債のうち事業主借を除く。）に記入してください。
- ・白色申告している場合は、金融機関の残高証明書等（資金が確保できることを証する書類）を添付の上、その内容と整合をとってください。なお、添付いただく書類は、上記の日付現在の残高等としてください。
- ・土地、建物等の価格は、購入時の金額または、資産台帳、固定資産税等を参考に記入してください。また、その元となった書類を添付してください。

(日本産業規格 A列4番)

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

(あて先) 一宮市長

申請者

住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏名 一宮株式会社

代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

保管計画書

産業廃棄物の種類	保管方法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	16	8 (9.6 t)	—	1日当たりの平均的搬出量の4.8日分
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	建屋内 コンテナ保管	4	2 (3.4t)	—	1日当たりの平均的搬出量の1.7日分
以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	<p>・保管方法：屋内・外、容器の使用（又は野積み）を明記してください。</p> <p>・保管面積、保管容積、保管高さ：根拠となる図面等から導き出された数字であること。必要に応じて計算式を添付してください。</p> <p>・備考欄に1日当たりの平均的搬出量の○. ○日分を明記してください。</p> <p>・屋外保管の場合、その品目を運搬できる車両の最大積載量の合計（1往復/台・日）で算出してください。</p> <p>・屋内保管の場合もそれに準じて算出してください。</p> <p>※ 保管施設の構造、保管容積、保管高さ等には法律や要綱により規制がかかりますので、事前にご相談ください。</p>				
合計		20	10		6.5日分
2 品目					
所在地	愛知県一宮市●町●丁目●番地		管理責任者	合計が7日を超えないこと。	
			豊橋 さくら		
全体面積	保管面積 (合計)		保管容積 (合計)		
100 m ²	20 m ²		10 m ³		

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

(参考：政令第6条の10に規定する使用人の証明例)

令和 年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地
一宮 株式会社
代表取締役 一宮 太郎

政令第6条の10に規定する使用人について

津島六郎は産業廃棄物の中間処分施設がある〇〇処理場（住所： ）の代表者（〇〇処理場長）を務めており、一宮市内の産業廃棄物処分業に係る契約を締結する権限を有しておりますので、政令第6条の10に規定する使用人であることを証明します。

又は

津島六郎は産業廃棄物に関する業務を行う〇〇事務所（住所： ）の代表者（〇〇事務所長）を務めており、一宮市内の産業廃棄物処分業に係る契約を締結する権限を有しておりますので、政令第6条の10に規定する使用人であることを証明します。

申 立 書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の2に規定する精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申立てます。

なお、上記の者に該当するおそれがあるとして、市から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出します。

記	
いちのみや たろう 一宮 太郎	記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、一覧を記載した別紙を添付してください。
おかざき じろう 岡崎 次郎	
とよはし 豊橋 さくら	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票に記載されているとおりに氏名を記入してください。 (氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。) ・外国人の方は、氏名欄に、本名・本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)を記入してください。
せと はなこ 瀬戸 花子	
はんた さぶろう 半田 三郎	
きん ひでお (こまぎ ひでお) 金 秀男 (小牧 秀男) KIM SOO NAM	

(法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者(法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者など)を含む。)及び令第6条の10に規定する使用人の氏名を全員記載してく

日付は空欄で持参し、受付時に記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

(あて先) 一 宮 市 長

・法人の場合は、登記事項証明書のとおりに入力してください。
・個人の場合は、住民票のとおりに入力してください。

申請者

住 所 **愛知県一宮市○町○丁目○番地**

氏 名 **一宮株式会社**

代表取締役 一宮 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇〇〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇△	建築基準法	当該事業計画は建築基準法第51条に基づく特殊建築物の許可は不要であるとの回答であった。また、当該建物は建築確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けています。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇△△〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇△	都市計画法	当該事業計画は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇〇建設事務所 維持管理課 〇△〇〇 〇〇△〇-△〇-〇△〇△	砂防法	当該事業計画は砂防法第4条に基づく砂防指定地内行為許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	同上	河川法	当該事業計画は、 河川法第24条に基づく土地占有許可、第26条に基づく河川区域内における工作物の新築等の許可、第27条に基づく河川区域内の土地の掘削等の許可、第55条に基づく河川保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△建設事務所 維持管理課 〇〇△〇〇 〇〇△〇-△〇-〇△〇△	道路法	当該事業計画は道路法第24条に基づく道路管理者以外の者が行う道路工事等の承認は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入してください。

注2) ※には記入しないでください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇〇農林水産事務所 農政課 〇△△〇 〇△〇〇-〇△-〇△〇△	農地法	当該事業計画は農地法第4条に基づく農地転用の許可が必要であったため、許可申請手続きを進め、平成〇〇年〇△月〇〇日に許可を受けました。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△県民事務所 環境保全課 〇〇〇〇 〇〇△〇-〇△-〇△△〇	自然公園法	当該事業計画地は自然公園法第5条の規定に基づき指定された国定公園区域外であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	同上	大気汚染防止法	造粒固化後の汚泥の保管場所が大気汚染防止法の「鉱物又は土石の堆積場」に該当するため、平成〇〇年〇△月〇〇日に届出しました。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇〇農林水産事務所 林務課 〇〇△〇 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	森林法	当該事業計画は森林法第10条の2に基づく林地開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇〇農林水産事務所 農政課 〇△△〇 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	農業振興地域の整備に関する法律	当該事業計画は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の15に基づく農用地区域内における開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入してください。

注2) ※には記入しないでください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇〇港務所 総務課 〇〇△△ 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	海岸法	当該事業計画は、海岸法第7条に基づく海岸保全区域の占用の許可、第8条に基づく海岸保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	同上	港湾法	当該事業計画は港湾法第37条に基づく港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 環境改善課 〇〇△△ 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	〇△市公害 防止条例	当該事業計画は〇△市公害防止条例第〇条に基づく特定事業の施設計画等協議は不要であるとの回答であった。	
令和〇〇年 〇〇月△△日	〇△市消防本部 予防課 〇〇△〇-〇〇-△△〇〇	消防法、 〇△市火災 予防条例	廃油の保管場所が危険物の屋内貯蔵所に該当するため、許可申請手続きを進め、平成〇〇年〇△月〇〇日に許可を受けました。 廃プラスチック類の保管場所が指定可燃物の貯蔵又は取扱いに該当するため、平成〇〇年〇△月〇〇日に届出しました。	
—	—	—	当該事業を行う地番の用途地域としては、「準工業地域」となっている。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入してください。

注2) ※には記入しないでください。